

平成二十一年四月十日受領  
答弁第二六九号

内閣衆質一七一第二六九号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員篠原孝君提出公共事業の個所付け情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員篠原孝君提出公共事業の個所付け情報に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「公共事業の個所付け」及び「国会議員が関与」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公共事業の事業箇所ごとの予算の配分額は、予算が成立し、予算執行に関する手続等について閣議決定がなされた後に、各事業を所管する省庁において、事業主体の要望等を踏まえつつ、事業の必要性や緊急性等を総合的に勘案して、予算の範囲内で決定しているものである。

三及び四について

お尋ねの「個所付け情報」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公共事業の事業箇所ごとに決定した予算の配分額に関しては、記者発表や、資料を配布し、又は閲覧に供する等の方法により公表している。あわせて、事業主体に対し、関係する事業箇所について、決定した予算の配分額を文書により通知している。

五から七までについて

御指摘の「国会議員に事前に情報を出している」及び「国会議員に事前に配布」の意味するところが必

ずしも明らかではないが、公共事業の事業箇所ごとに決定した予算の配分額の公表及び通知については、三及び四について述べたとおりであり、これに伴って特段の不都合は生じていない。